

Title	明治初年における民衆と朝廷：明治二年皇后東京行啓における反対活動を事例として
Sub Title	A case study on the relationship between the people and the Emperor in the early Meiji Era
Author	吉岡, 拓(Yoshioka, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.1 (2004. 6) ,p.15- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20040600-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年における民衆と朝廷

明治二年皇后東京行啓における反対活動を事例として

吉岡 拓

はじめに

本稿は、明治二年（一八六九）十月、明治天皇の皇后・美子^{はるこ}が東京に行啓する際、京都の町人達により起こされた行啓反対活動について検討することで、当該期の民衆の天皇・朝廷観の一端に迫ることを主たる課題としたものである。

近年、近代天皇像、ならびにそれを支える文化的諸要素の形成過程について、優れた分析がなされている。⁽¹⁾しかし、その近代天皇像が民衆に受容されていく過程については、いまだ充分に明らかにされているとは言いがたい。たとえば、飛鳥井雅道氏はその論考の中で『天子』は、いつ民衆の心のなかにおいてまで『天皇陛下』

に変貌したのか」という点を一つの課題としたが、展開された議論の魅力とは別に、この点についてどれだけ見通しが立てられているのかは疑問である。⁽²⁾また、安丸良夫氏もこの点について検討しているが、その考察の対象は中間的支配者層や民権運動家が中心である。⁽³⁾

このように、近代天皇像の民衆への受容過程に関する研究はいまだ不十分な段階にあるといえる。民衆への受容過程を分析することは、近代天皇制が支配イデオロギーとしてどれだけ有効に機能していたかを知る上で重要な意味を持つのであり、その意味で民衆の天皇・朝廷観について検討することの意義は非常に大きいといえよう。

本稿で直接的に議論するのは、行啓反対活動を通して見られた、京都の町人の天皇・朝廷観である。彼らの天

皇・朝廷観は、他の地域の人々とは大きく異なるものであったことが予想される。本稿の事例を当該期の民衆一般のものとすることはできない。だが、近代天皇像の受容過程の検討には、ただ受容される過程だけを見ればよいのではない。近世的な天皇像、近世的な天皇・朝廷観が解体されていく過程についてもあわせて検討していく必要がある。その近世的な天皇・朝廷観について検討していく上で、京都の町人を事例に検討していくことは大きな意義を持つであろう。明治二年という時期、民衆の意識ははまだ近世期との連続で捉えられる段階であった。その意味で、本稿は近世期の京都町人の天皇・朝廷観を射程するものであるといえる。近世期の京都の町人達（⁴）の天皇・朝廷観については、近年、彼らが天皇を民俗的信仰の対象、生き神として把握していた、という指摘が相次いでなされている。⁽⁴⁾ それらの指摘を意識しつつ、議論を進めたい。

行啓反対活動については、従来、東京遷都に関する研究⁽⁵⁾、あるいは京都の幕末維新期に関する研究⁽⁶⁾の中で若干の検討が行われている。しかし、いずれも断片的な記述に過ぎず、その具体像が明らかにされているとは言いがたい。

町人達は皇后行啓だけに反対したのではない。行啓により東京遷都が確定されると考えたからこそ、彼らは反対活動を行ったのである。本論ではまず第一節で行啓反対活動の具体像について可能な限り明らかにすることとし、第二節以降で町人達（⁷）の天皇・朝廷観について分析していくこととする。

一、京都町人の行啓反対活動

行啓実施までの経過

皇后の行啓実施が京都府へ布達されたのは、天皇再幸（明治二年三月実施）⁽⁷⁾ から半年近く経った明治二年八月二四日のことである。両者に約半年もの間が置かれたことの意味は、天皇再幸の政治史的意義を踏まえれば理解しやすい。天皇再幸と同時に太政官は東京に移され、天皇が東京に到着した当日には「東京城」が「皇城」と改称された。佐々木克氏が述べるように、この天皇再幸により東京遷都は実質的には確定していたのである。⁽⁸⁾ 一方、京都には新たに留守官が設置されたが、「留守」という

言葉に象徴されるように、この時期の政府は天皇の東幸が一時的なものにすぎないという態度を固持していた。⁽⁹⁾以上のことからわかるように、皇后の行啓実施が遅れたこともまた、東京遷都をカモフラージュしようとする意図が強く反映していたものと考えられよう。

東京遷都がカモフラージュされたのは、それが多くの人々の反発を招くと予想されたためである。相次ぐ開明的政策の実施に公家層は政府への不信任感を募らせ、⁽¹⁰⁾草莽層の間では攘夷論が再熱し、京都を中心とする活動を活性化させていた。⁽¹¹⁾皇后行啓は、この両者の不満が一挙に噴出する恐れを持つ問題であった。事実、行啓実施の決定直後には一部の「草莽輩」が関東から京都へ向かったとの情報が伝えられ、為政者達を動揺させていたのである。⁽¹²⁾

為政者達の不安は、京都を中心とする畿内の民衆に対しても向けられていた。畿内の民衆の動向を危惧する動きは、既に元年九月の天皇東幸の頃より見られる。⁽¹³⁾あえて一度京都への還幸が実施されたこと自体、畿内の民衆を安堵させようという意図が強く働いていた。⁽¹⁴⁾皇后行啓に際してもこの問題が重視されたことはいうまでもない。とりわけそれは、政府内部の行啓反対論者の主張として

現れた。たとえば当時の姫路藩知事・酒井忠邦は、二年九月に建言書を提出し、民心動揺への懸念から行啓を中止するべきであることを訴えた。⁽¹⁵⁾また同じ頃、弾正台京都支台からも官員連名で建言書が提出され、民心を安堵させるため来年大嘗祭を京都において開催するよう求められた。⁽¹⁶⁾

こうした状況の中、京都府では行啓実施の府下への布達を九月二八日まで延期するという処置がとられた。⁽¹⁷⁾しかし、皇后行啓の事実は人々の間に広く知られることとなり、一部の町人達により反対活動が起こされることになる。その具体像についての検討は次項に譲るが、反対活動をうけ、留守官と京都府では連日町人達の慰撫にあたった。特に九月二九日には留守長官・中御門経之、京都府知事・長谷信篤などが列座する中、町人達を府庁に召集し、皇后行啓に対する説論を行った。その際、大嘗祭を翌年京都で行う予定であることなどを述べ、ようやく町人達を納得させたのである。⁽¹⁸⁾

こうして何とか町人達の活動を抑え、行啓は十月五日に無事実施された。この日、在京の諸官省庁は休日とされ、⁽¹⁹⁾その要職者や有力公家は早朝より宜秋門外に集まり、皇后の行啓を見守った。⁽²⁰⁾辰半刻、皇后は車輦に乗り込み、

宜秋門を出発。堺町御門を出た車輦は町役人達が見守る中、そのまま堺町通を南下、三条通を経て東海道に入つた。⁽²¹⁾東海道に入つた行列は、その後おおむね「卯刻発輿、申刻休泊所到着」という日課で順調に東海道を下り、二四日に天皇の待つ東京に到着した。⁽²²⁾

行啓反対活動の実態

行啓反対活動の具体像を明らかにするため、以下四つの史料を見ていきたい。最初に見るのは、九月二四日に兵部省より京都府宛に出された次の文書である。⁽²³⁾

今申刻頃、何番組ト認メ有之候旗ヲ以テ町人躰ノ者凡千人計り石薬師御門へ参り、歎願之筋有之二付差通呉候様申候得共、差通不申候趣ヲ以彼門警衛隊長ヨリ届出候間、御承知トハ存候得共此段申入候也

申刻頃、町人およそ千人が所属の番組名を記した旗を持って石薬師御門（御所の東北部の門）前に集結し、門内へ通すよう警衛隊長に迫ったという。

次に、当時大年寄役の任にあった鳩居堂七代目当主・

熊谷直孝の日記の中から、九月二四日より数日間の記載を見ていく。⁽²⁴⁾

廿四日 上京一番、二、三、四、五番組沸騰、寺

之寄合、或は組々申合、御所外を大勢巡り候付、為取静大年寄一同罷出、相鎮、又強情成ハ御府へ連戻、於御白洲御手厚キ御利害ニより各退出（後略）

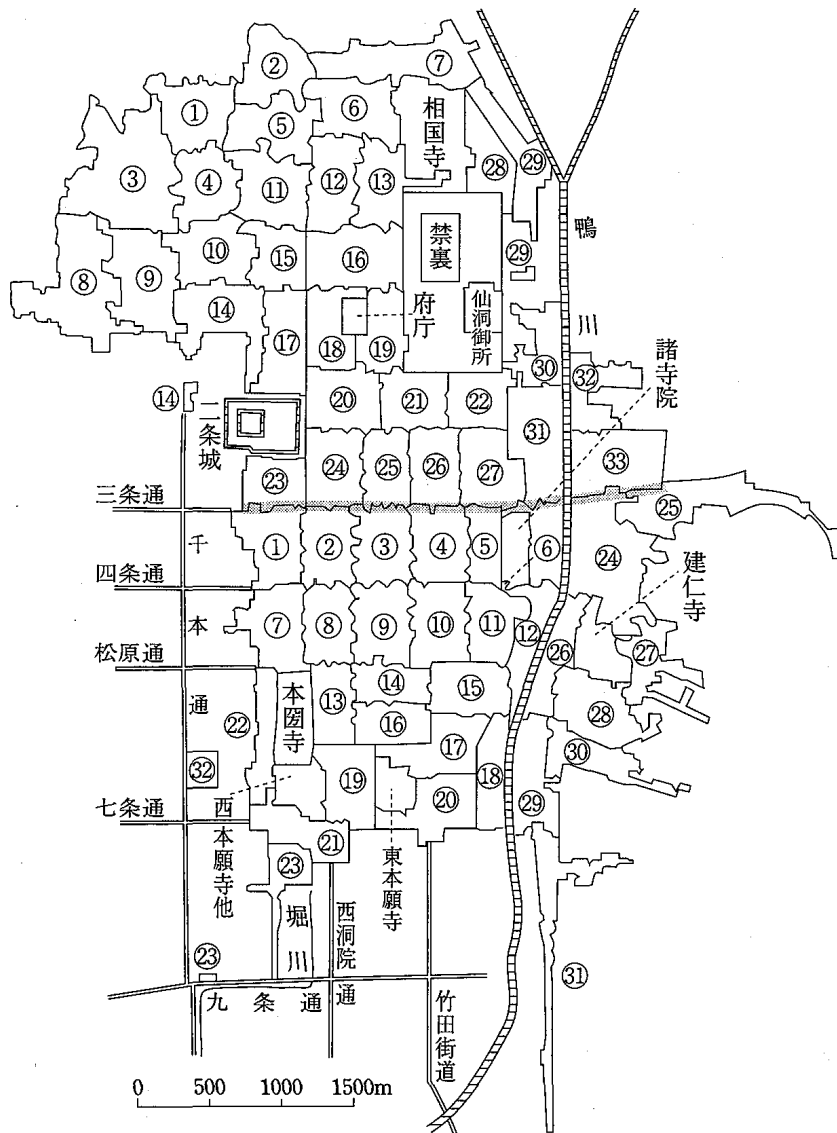
廿五日 依之組々会所へ晚六ツ時より可寄旨申出

候処、其夜御改にて右呼出しの町々年寄、五人組一人、合式人宛を御白洲へ御召二成候、混雜ハいたし候得共、両大参事様より殊之外御愛情之御説諭、其上不驕立町々へは神妙之旨御書下ケ有之、如左（但し、この「如左」にあたる部分の記載はない・筆者註）

廿六日晴 早朝より大年寄各榎村様へ参ル、（中

略）午後猪飼兄来会、前夜其組小学校へ張紙披見、甚敷認方にて、全組々を煽動為致申候奸計之文牒、我等之名も書入有之

【地図】 明治二年改正京都町組図



明治初年における民衆と朝廷

二四日、上京一〜五番組の者達が御所外を大勢で巡回するという行動を起こしたため、大年寄達がその対処にあたった。二五日、町役の者が白洲に呼び出され、前日に騒ぎを起こさなかった組町へ「御書下ケ」が下される。二六日、当時京都府の権大参事である榎村正直宅で大年

寄達が集会。その際、午後より来会した猪飼喜右衛門（当時大年寄）より、前夜に人々を扇動する張紙が出されたことが伝えられた。

二五日の記載の中にある「御書下ケ」であるが、上下京六五番組のうち「御書下ケ」を受けなかったのは、二

『京都の歴史』第七卷（学芸書林、一九七四年）より転載

四日の記載に見られた上京一〜五番組のほか、下京十六・十九番組を合わせた計七組の組々である。⁽²⁵⁾ これらの組々の所在地については既に小林文広氏により指摘されている。それによれば、上京一〜五番組は西陣、下京十六・十九番組は東西本願寺の門前町およびその周辺部である。⁽²⁶⁾ 西陣は個々の経営は小規模ながら、「御寮織物司」と呼ばれる禁裏御用の織物業者を中心に、近世以前より公家社会と深いつながりを持つ地域であった。⁽²⁷⁾ 次に、当時留守判官の職にあった宇田淵から岩倉具視に宛て

た書簡(十月七日付)⁽²⁸⁾を見た。宇田は幕末期より岩倉に私淑していた人物で、この時期岩倉に頻繁に書簡を送り、京都の情報を知らせていた。

(前略) 右市民沸騰ニも種々區別有之、鳩居之倅久兵衛、伊勢久之弟等を始とし、百名計り最初府へ歎願ニ出候、是徒ハ真ニ憂国之赤心より発し、萬一遷都ニ相成候てハ一大事と存、彼肴屋ハ兵衛後光明帝之茶菟を御止メ申上候先蹤を追ひ、此時ニ当り町人なからも傍觀致し候而ハ不相済と存込候より起り候処、府之説諭に因て速ニ承伏致し候、又上京寺番組、三番組等ニハ尤頑固ニして、是ハ畢竟 行啓を御止メ申を名として窮迫を訴へ、御救恤を催促致し候趣意ニ被察候(後略)

ここでは「鳩居之倅久兵衛、伊勢久之弟等を始とし、百名計り最初府へ歎願ニ出候」という、二四日の反対活動以外の活動の存在が指摘されている。「鳩居之倅久兵衛」とは先述した熊谷直孝の息子・直行⁽³⁰⁾。また「伊勢久之弟」とは当時洛中で染物屋を営んでいた池村邦則(久兵衛)の弟・邦雄(好之輔)⁽³¹⁾である。熊谷、池村の両家

は幕末期より尊皇運動に参加していた、府下有数の尊皇家であつた⁽³²⁾。彼らの活動に宇田は「真ニ憂国之赤心より発し」というかなり好意的な評価を与えている。二四日の活動に対する「窮迫を訴へ御救恤を催促致し候趣意」という評価とは対照的である。

この熊谷直行らの歎願活動についてより具体的に知るため、次に彼らが京都府に提出した歎願書を見ていきたい⁽³³⁾。

乍恐謹而奉歎願候

一、当今難有御聖代ニ奉遭、就中私共ニおゐてハ皇朝ニ生育仕鴻恩ニ奉浴、安堵ニ渡世仕候は冥加至極ニ奉存候、然所当春主上御東行被為在候已来、一日御時も不奉忘只管 還幸ヲ奉祈候処、今般 中宮御方御東下被為在候趣奉拝承、道路之風説若哉御遷都ニテ無御座候哉与伝聞仕、万一此儀実事ニテモ御座候ハ、京師之諸民如何進退可仕哉ト不堪血涙候、(中略) 今日 御誕辰ニ付、組町ノ者とも八坂大神宮江参詣仕、恐多クも聖上宝祚万々歳ヲ奉祈、且ハ 還幸ノ御義ヲ深奉祈候后休息仕候処、両三人口ヲ同フ

シ、承応三年冬、魚屋八兵衛義後光明天皇ノ御尊骸ノ御茶毘ヲ止メ奉リ候義ヲ申出シ候ヨリ皆々奮發仕、難黙止不顧恐歎願候、恐惶敬白

明治二年巳九月廿二日

前半部の内容については次節で検討することとして、ここでは中略部以降の記載を見たい。それによれば、彼らは九月二二日、八坂神社に参詣して天皇の誕生日を祝⁽³⁴⁾い、あわせて還幸を祈願した。その際、数名の者が、承応三年（一六五四）に魚屋八兵衛なる者が後光明天皇の茶毘を止めた、という故事⁽³⁵⁾を述べたことに端を発し、府への歎願に踏み切ったという。この魚屋八兵衛の故事は、先に見た宇田淵書簡の中の記載と一致する。

また同じ日、八坂神社にほど近い祇園西門に張紙⁽³⁶⁾が出され、「靈神」及び「政府」への歎願が呼びかけられた。張紙が出された場所と内容の類似から、これは明らかにこの歎願に参加した者達によるものであった。

以上、四つの史料を見てきたが、皇后行啓への反対活動には主として二つの大きな活動があったことが確認できよう。

一つは、九月二二日の京都の町人およそ百人による、京都府への集団歎願活動である。天皇誕生日の祝賀のため八坂神社に参詣したことが活動の発端となっていること、その中心的な担い手が熊谷家や池村家の者であること、魚屋八兵衛の故事が彼らを奮起させたこと、それに宇田淵書簡の中での好意的な評価などを合わせると、この活動は尊皇意識の非常に強い人々により行われたものであったと推測される⁽³⁷⁾。

もう一つが、西陣に位置する上京一〇五番組の人々およそ千人を中心とした、九月二四日の御所巡回活動である。彼らは御所の石薬師御門に集結し内部への通行を求め、その後御所外を巡回するという活動を行った。なお、先述した下京十六・十九番組の活動の詳細については不明であるが、熊谷直孝の日記の記載などから見て、御所巡回活動とは無関係のものと思われる。

二、行啓反対活動の中に見られる天皇・朝廷観

本節では、前節で確認した二つの行啓反対活動の中で主張を分析することで、彼らの天皇・朝廷観について

検討していくこととする。

九月二二日の集団歎願活動

前節で見た通り、この九月二二日の集団歎願活動は尊皇意識の非常に強い人々により行われたものであった。しかし、それだけでこの活動を、純粹な尊皇心よりなされたもの、とするのは早いように思われる。ここで、前出した京都府提出の歎願書の前半部の記載を改めて見ていくこととしたい。

「当今難有御聖代ニ奉遭、就中私共ニおゐてハ皇朝ニ生育仕鴻恩ニ奉浴、安堵ニ渡世仕」という記載がまずあり、そこから東京遷都の風聞に対する「万一此儀実事ニテモ御座候ハ京師之諸民如何進退可仕哉ト不堪血涙候」という心情の表明へと続く。「安堵ニ渡世」していた状態が皇后行啓により崩れてしまうことを危惧しているのである。歎願書の体裁としてはごく自然なものであるともいえるが、皇后行啓を自らの渡世の問題と結びつける捉え方には、単なる体裁の問題としてだけでは説明しきれない意味を有しているように思われる⁽³⁸⁾。

この点について更に検討していくため、次に前出の熊

谷直孝の日記の中に綴り込まれていた、九月十日に大年寄一同から京都府に提出された歎願書を見たい⁽³⁹⁾。これは二二日の活動とは直接関係のないものであるが、両者に熊谷家の人間が深く関与している点など、それぞれの歎願者の間には意識的に共通するところも多くあったものと思われる。

(前略) 扱時勢にて諸僞沸騰仕候得共、繁昌仕候故可也ニ渡世仕居候処、当春再 御東行以来不繁昌ニ相成候ニ付、物価之騰貴ハ更ニ耐兼候由ニ候、然ルに愚民申ニハ、当秋は 御還幸可被為在近暫之事なり抔と儉安情より貯積聊も不仕、碌々送日、頃日ニ至り遂ニ立行難成抔口々称居候処へ 皇后様御東行を伝承仕段(中略) 依之不遠 御還幸も被為在候御儀候ハ、衆庶安堵之ため厚く御布令被成下度、又 御輦を永く東ニ被為留候御事ニ候ハ、何卒其实を以て御布告被下、都下繁昌之御妙策御教示被成下出格之御引立奉願上候(後略)

注目したいのは、「御輦を永く東ニ被為留候御事ニ候ハ、…都下繁昌之御妙策御教示被成下出格之御引立奉願

上候」の一文である。皇后行啓により天皇の還幸が遅れることを予想した大年寄達は、その代わりとして渡世繁盛のための施策を教示してくれるよう求めたのである。

このような一文を歎願書の中に盛り込んだのは、第一義的には彼らが当時大年寄という地位にあったためであろう。町人の代表として府政の末端を担っていた彼らは、行啓後の町人達の生活を心配せずにはいらなかったのである。

だがそのことは、彼らが単なる尊皇心だけから行啓の反対を求めていくには困難な心情にあったこともまた示していた。重要なのは、彼らが皇后行啓後の町人達の生活について考えた時、「都下繁昌之御妙策」を求めていかざるを得なかった、正にそのことが持つ意味である。それは、行啓により町人達の渡世が維持できなくなる、と考えられていたことの証左に他ならない。大年寄達は、自分達京都の町人の生活が公家社会の存在に強く依存しているものと捉えていたのである。

ここで、京都の町人にとつての公家社会の存在意義について考えてみたい。まず当然指摘できるのは、直接的な商売相手としての公家社会の存在である。朝廷での入用の品は、その多くが京都の町中の店々で取り揃えられ

ていた。試みに慶応元年（一八六五）の禁裏・親王・准後の御賄方・勘使方の決算合計を示してみると、それは支出済・未決算合計で四六五七貫五三三匁あまりに達していた。⁽⁴⁰⁾これに堂上、地下官人といった他の公家との日常的な取引が加わるのであるから、商売相手としての公家社会の存在意義は決して少なくなかったといえよう。

次に、公家社会が存在することによって京都の社会的地位が増していたという事実も見逃せない。平安京遷都以来、京都は長らく政治・経済・文化の中心地であった。また西陣機業に象徴されるように、製品の生産技術も他の地域に比べ飛躍的に発展していた。近世期に入り、政治・経済の中心がそれぞれ江戸・大坂へと移り、更に在郷地域の生産技術が向上するにつれ、京都はかつて程の地位は失う。それでも京都が人々の憧れの地であり続けられたのは、公家社会が存在していた結果に他ならなかったのである。⁽⁴¹⁾

社会経済的な側面だけに留まらない。町の年中行事の中にも公家社会の存在は深く入りこんでいた。広く知られているように、毎年の節分の際には町人達の御所内侍所への参詣が許されていた。更に北川一郎氏の指摘によれば、御所参詣の可能な宮中行事は節分以外にも多く存

在し、その数は年に十数回に及んだという⁽⁴²⁾。北川氏、そして飛鳥井雅道氏は、この御所への参詣という行為を最大限に評価し、近世中後期の京都の民衆は、天皇を民俗的信仰の対象・生き神視していた、とする⁽⁴³⁾。なかば日常化していた御所への参詣行為から果たして生き神視、とまで位置づけられるのかには若干の疑問が残るが⁽⁴⁴⁾、いずれにせよ京都の町人達にとって天皇・朝廷とは相当に身近な存在であったことが知られよう。

以上のような公家社会の存在意義というものに、町人達が普段から自覚的であったとは思われない。むしろ公家社会の存在が自明であった近世期にはそれはほとんど無自覚なまま、彼らの生活意識の中に溶解していたことであろう。皇后行啓という事態がその溶解していたイメージを一举に凝固させ、一つの認識として立ち現せたのである。

大年寄達による歎願書は、その立ち現れた認識が率直に表明されたものであったといえるであろう。天皇不在の代替としての「都下繁昌之御妙策」の要求が、維新政府により「月日ノ照シ給フ恩」にたとえて説明されていた天皇の「御恩沢⁽⁴⁵⁾」とは大きく異なるものであったことなど、彼らは想像もしなかったに違いない。二二日の歎

願書の前半部の記載も、このような文脈の中で捉えられるものであったと思われる。「皇朝ニ生育仕鴻恩」という表現がそのことをよく示している。それは、国学的素養を身につけた者としての言葉以上に、京都の町に住む者としての率直な意思表示であったのである。

九月二四日の御所巡回活動

次に、九月二四日の御所巡回活動について検討していく。既に明らかにしたように、この活動の中心となったのは上京一―五番組の西陣の人々であった。

公家社会との深いつながりの中から培われた高度な生産技術、幕府からの手厚い保護により大いに栄えた西陣も、近世中期頃を境にその勢いに陰りが出てくる。地方機業の成長により顧客は徐々に奪われ、また享保・天明の二度の大火が西陣の生産力を減退させた。更に天保期以降、西陣の衰退は決定的なものとなる。生糸価格の高騰、天保の改革における奢侈の禁止と株仲間解散などが、西陣機業を壊滅的な状況に追い込み、多くの織屋が休職を余儀なくされた。売れ行きの不振から織物の値段を下げざるを得ず、織屋の経営状態は悪くなるばかりで

あつた。⁽⁴⁶⁾

このような困窮した状況下で、西陣の人々は明治維新を迎えたのである。彼らにとって公家社会の存在は、いわば最後のよりどころであつた。皇后行啓は、その公家社会が京都より失われることを意味していたから、彼らには到底看過しがたい事態であつた。

西陣の人々が行啓反対活動に及んだのには以上のような背景があつたと考えられるが、ではなぜ彼らの反対活動は、御所の巡回、という形として現れたのであろうか。この点を考える上で重要となるのが、研究史上では「天明の御所千度参り」として知られる、畿内民衆の御所への歎願行為である。⁽⁴⁷⁾

全国的な飢饉のさなかにあつた天明七年（一七八七）六月、御所の築地堀の周囲を巡る数人の姿が見られた。その数は日を追うごとに増すようになり、六月十八日前後には七万人程にも達したという。結局十月の初旬まで続いたその活動は天皇の心を強く動かすこととなり、朝廷より幕府に窮民救済を求める異例の申し入れが行われた。その結果、幕府から計千五百石の救米が出されることとなった。

以上が天明の御所千度参りに関する概略である。この

御所千度参りについて井ヶ田良治氏は、六月中旬以降、徐々に鎮静に向かつていた活動が、七月四日より再熱したことを指摘する。そしてその原因について、西陣組一二五町の総代・西村近江なる人物が、米会所の不正と幕府による救米実施の遅れを訴えるために御所千度参りを意図的・計画的に扇動していた、という非常に興味深い事実を明らかにしている。⁽⁴⁸⁾西陣の人々は、窮状を訴えるための手段として、御所への千度参りを行っていたのである。

更に、西陣の人々が御所千度参りを呼びかけたのはこの時だけではない。安政六年（一八五九）、開港による生糸価格の高騰により大きな被害を受けた西陣の人々は、御所千度参りを呼びかける張紙を今出川大宮西入町南側の門柱に張り出した。⁽⁴⁹⁾

こうして見ると、西陣の人々にとって御所千度参りとは、数度の前例のある行為であつたことがわかる。そして、重要なのは、それらがいずれも飢饉や物価高騰という不安定な世情の中で、救恤を要求するために行われていた、という事実である。このことを踏まえて考えると、皇后行啓に際して彼らの反対活動が御所の巡回、という形で現れたことも、決して偶然ではないであらう。それ

は西陣の人々によりしばしば行われてきた、窮状を訴えるための手段としての一つのステレオタイプだったのである。

皇后行啓に対する西陣の人々の不安の構造について、もう少し詳しく見ていきたい。その際に注目したいのが、先に熊谷直孝の日記の中で確認した、町人達を扇動する張紙の存在である。こうした張紙についてはいくつかその存在が確認できるが、その中で次のものは御所巡回活動との深い関連を予想させるものである。⁽⁵⁰⁾

(前略) 当九月中 中宮様二も東京へ御越二相成候様被 仰出、其御用意有之候事ハ諸人之知る所也、且亦 宮堂上方、並二諸官人衆も勝手次第東京住居可致、との御触出し二相成、既二京屋敷結諸大名之公用人も御廢シ相成皆之帰国、かく相成候上は 御遷都之御心組二相違無是、中宮様御発興之後宮堂上方追々御出立二相成候得は、此京都は奈良の都と同様淋しき事思ひやられ候、左すれは市中之人民何を業として渡世可致哉、一体二至極困窮眼前之事二候、(中略) 故二京都組々重立候者より家持は勿論、借家人二至迄一人も不洩此趣を申聞し、洛中洛外婦女

子二至ル迄、或ハ御所へ切二歎願して 中宮様御東下不被遊候様願立、或ハ諸方之神社江参籠祈禱千度 抔いたし、神明之御力をも借りて是非御止メ申上、弥々御止リ被為有候ハ、其上は 天子一日も早く御還幸被為在候様只管歎願神祈等丹精二可致(後略)

張紙の作成者について考えるため、まず中略部以下の部分から見ていきたい。町中の人々が団結して「御所へ切二歎願」、あるいは「諸方之神社江参籠祈禱千度」するよう呼びかけられている。神社への「参籠祈禱千度」という行為は、京都では古くから町の年中行事として行われていたものである。⁽⁵²⁾ このような記載が見られる張紙の中で、御所への歎願が呼びかけられていることに注目したい。いかに京都に住む者とはいえ、御所に歎願を行うなどということは容易に発想できるものではない。そのことは、先述の九月二二日の集団歎願活動で歎願先として選ばれたのが「霊神」と「政府」であったことからよくわかる。御所への歎願、という発想に至るには、それを可能にさせる何らかの歴史的背景が存在したと考えるなければならないであろう。以上のことから、私はこ

の張紙を西陣の人々、ないし彼らと深い関わりを持つ者により作成されたものと考えたい。

そして、中略部前の記載によれば、彼らの不安は単に天皇・皇后が東京へ移住することにあつたのではない。東京遷都が確定することにより宮・堂上、それに「諸大名之公用人」までもが京都を離れ、「市中之人民」の渡世が成り立たなくなってしまうことを恐れているのである。かなり実利的な側面から行啓に反対しているのであり、天皇・朝廷への畏敬の感情のようなものを史料から見て取ることはできない。彼らの中にそうした感情が本来に存在しなかつたかどうかは不明だが、行啓反対を人々に呼びかけることを目的に作られた張紙の中で実利的な側面が特に強調されていた、という事実は非常に重要であろう。

このように実利的な側面から行啓反対が呼びかけられたことの背景には、やはり日常の中での公家社会との関係性、というものが存在していたものと思われる。その意味で、彼らの皇后行啓への不安は、二二日の集団歎願活動と同じ論理構造の中から生まれていた。御所の巡回、という極めて異質な方法により行啓に反対した彼らの間にも、やはり自分達の生活が天皇・朝廷の存在により支

えられている、という認識が存在していたのである。

以上、二つの行啓反対活動について見てきた。両者は基本的には異なる意識・立場に立つ人々により起こされた、相互に固有な活動であつたと見てよい。しかし、それぞれの活動の中の主張を見ていくと、そこには自分達の生活が天皇・朝廷の存在により支えられている、という共通した認識が存在していたことが確認できるのである。

三、行啓反対活動参加者以外の人々の天皇・朝廷観

ここまで二つの行啓反対活動について見てきたが、ではこれらの活動に参加しなかつた人々は、皇后の行啓をどのように捉えていたのであるうか。本節ではこの点について可能な限り検討していきたい。

九月二九日に京都府と留守官が共同で説諭を行ったことは先述したが、その中では天皇還幸の祈願方法などについての指導も行われ、行啓について意見があれば歎願書として府に差し出すよう求められた。⁽⁵³⁾ この説諭を受け、

京都府にはその後いくつかの歎願書が提出されたようであるが、現在ではそのほとんどを確認することができない。ここではわずかに残された、十月二日(54)に下京二五番組より出された歎願書を見ていくこととする。前掲地図の通り、下京二五番組は鴨川東側の三条通沿いに所在していた組である。

古道具等之中ニハ此節ニ至リ不釣合之賤価ニ陥リ候品モ有之趣、是等ハ必然都下衰微之一端歟ト乍恐奉存候事ニ御坐候、何卒速ニ御還幸被遊候様奉候儀ハ衆庶同意ニテ、於組内一同大旱ノ雨ヲ望力如キ情実ニ罷在候(後略)

(前略) 于茲尚聊疑懼ヲ懷候儀ハ、彼ノ一旦動揺仕リシ衆庶等、来ル五日 行啓御発輿之節、或ハ礼服ヲ着候テ御見送り奉ラン、或ハ路傍ニ拝伏シテ御名残ヲ惜ミ奉ラン等ノ流言風聞仕候ニ付、組内之者共ハ鎮定罷在候得共、自然彼等襲来、群集混雜之失敬出来候テハ奉恐入候次第ト奉存候条、往来之行言トシテ難聞捨置奉存候ニ付、私組内 通御之御道筋ハ都下之東陲ニテ、殊ニ阡陌十字街等数箇所有之候ニ付、何卒乍恐御当日ハ殊更御警衛之御出役被遊被下度奉願上候、右等之流言有之儀モ全ク都下之人民ハ千歳之久遠ヨリ広大深重之 御恩露奉拜浴、戸々豊饒之者不少候処、再 御留守久シク被為成候ニ付テハ、都下商売之モノ共職業繁昌仕候ヘハ日用ノ物価騰貴之厭モ無之筈ニ候得共、扱又仕入品物、古手、

歎願としてまず述べられているのは、皇后行啓の際の警備の徹底、という点である。前述した二つの反対活動の参加者達と比べ、行啓に対する危機感が弱いことは否めない。これは、鴨川以東が十八世紀前後より都市化が進められた地域であり、伝統や格式を重んじる公家社会との結びつきが鴨川以西の町々とくらべれば弱かったであろうこととも関係があると思われる。(55)しかし、そのことが行啓への無関心を意味するものでないことは、歎願書のその後の記載を見れば明らかである。「是等ハ必然都下衰微之一端歟ト乍恐奉存候事ニ御坐候、何卒速ニ御還幸被遊候様奉候儀ハ衆庶同意ニテ、於組内一同大旱ノ雨ヲ望力如キ情実ニ罷在候」とあるように、この下京二五番組の人々においても、皇后行啓という事態はやはり物価の騰貴や「都下衰微」という問題と結びつけられて理解されていたのである。自分達の生活が天皇・

朝廷の存在により支えられているという認識は、行啓反対活動に参加しなかった人々の間にも共有されていたということができよう。

この他、岡部精一氏の著書にも一通の歎願書が確認できる。⁽⁵⁶⁾ 典拠が不明であるためこの場での引用は控えるが、そこでもやはり皇后行啓が町人達の難渋を引き起こすという点が強調されている。

以上、若干の事例を見たに過ぎないが、皇后行啓に対し反対活動を行わなかった人々の間においても、やはり皇后行啓という問題は彼らの渡世との関わりの中で把握されていた、という点が確認できるのである。

おわりに

以上、行啓反対活動を主な事例として、明治初年における京都の町人の天皇・朝廷観について見てきた。皇后行啓に対する町人達の反応は地域、集団ごとに様々であり、また起こされた反対活動もそれぞれ別個に展開されたものであった。しかし、一方で町人達の間では、皇后行啓という事態に直面する中、自分達の生活が天皇・朝

廷の存在により支えられている、という共通した認識が立ち現れていたことを、本稿での議論の中から確認できたのである。

町人達がこのような認識を持つに至った背景には、本論の中で指摘した、公家社会の存在意義、というものが深く関与していたものと思われる。とはいえ、公家社会との具体的な関係のありようは、各地域、集団はもちろん個人ごとにも異なるのであり、その関係性を均一に捉えることはできない。本稿ではその点にまで踏み込んで議論することはできなかったが、ここではそうした個々の関係性の相違を超えて、皇后行啓に際し町人達の間の一つの共通した認識が立ち現れていた、という点を何より強調しておきたい。

以上のような町人達の上皇・朝廷観が、維新政府により徐々に築き上げられていた天皇像とは質的に大きく異なるものであったことは、本論の中でも指摘した通りである。そして、皇后行啓により公家社会の存在が京都より失われることが決定的となった今、彼らの天皇・朝廷観がそのまま維持されることはもはや不可能であった。この後、京都では東京遷都の代償として、太政官より「府下人民産業基立金」が与えられ、京都府を中心に殖

産興業政策が積極的に展開されていく。公家社会に依存していた状態を改め、都市それ自体での自立の可能性を模索していくのである。⁽⁵⁷⁾ こうした中で京都の人々の天皇・朝廷観はどのように変容していくのか。以上を今後の課題として、本稿を終えたい。

註

- (1) 飛鳥井雅道「近代天皇像の展開」(同『日本近代精神史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇二年、所収。初出は朝尾直弘他編『日本通史』近代二、岩波書店、一九九四年)、高木博志『近代天皇像の文化史的研究』(校倉書房、一九九七年)、羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、一九九四年)、安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年。岩波モダンクラシックスとして二〇〇二年再刊)、など。
- (2) 飛鳥井氏前掲論文参照。
- (3) 安丸氏前掲書第八章「近代天皇制の受容基盤」参照。
- (4) 飛鳥井氏前掲論文、ならびに北川一郎「近世後期の民衆と朝廷」(『新しい歴史学のために』二四一、二〇〇一年) など。
- (5) 佐々木克『江戸が東京になった日』(講談社選書メチエ、二〇〇一年)、同「新首都で新政を」(同『志士と官僚』ヘミネルヴァ書房、一九八四年。後、講談社学術文庫として二〇〇〇年再刊) 所収)、同「東京遷都の政治過程」(『人文学報』六六、一九九〇年)、高木博志「東京『奠都』と留守官」(『日本史研究』二九六、一九八七年)、岡部精一「東京奠都の真相」(仁友社、一九一七年) など。
- (6) 辻ミチ子『転生の都市・京都』(阿吽社、一九九九年)、小林丈広『明治維新と京都』(臨川選書、一九九八年)、秋山国三『近世京都町組発達史』(法政大学出版局、一九八〇年。原題は『公同沿革史』上、京都市公同組合連合会事務所、一九四三年)、『京都の歴史』第七卷(学芸書林、一九七四年) など。
- (7) 「公文録」(国立公文書館蔵マイクロフィルム版) 一 二一〇五六二。
- (8) 佐々木氏前掲「東京遷都の政治過程」参照。
- (9) 高木氏前掲「東京『奠都』と留守官」参照。
- (10) 松尾正人「明治初年の宮廷勢力と維新政権」(明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』、吉川弘文館、一九九二年、所収) 参照。
- (11) 坂野潤治「維新政権の確立」(大久保利謙他編『日本歴史大系』四、山川出版社、一九八七年) 参照。
- (12) 『中御門家文書』上(早稲田大学社会科学研究所、一九六四年) 二七六頁。
- (13) 『岩倉公実記』中(原書房、一九六八年) 五五六～五五七頁。
- (14) 『岩倉具視関係文書』四(日本史籍協会叢書、一九六八年) 一八七～一八八頁。
- (15) 「中御門家文書」(早稲田大学図書館蔵) 袋入九八一二。

(16) 「京都府史料」四四、総類。

(17) 同右。

(18) 同右。

(19) 「御達留」(「京都府庁文書」明二一四)。

(20) 「公文録」一一一〇六一五〇六一六。

(21) 『京都町触集成』第十三卷(岩波書店、一九八七年)触番号九五一、ならびに前掲「御達留」。

(22) 『明治天皇紀』二(吉川弘文館、一九六九年)二〇九頁。

(23) 「京都府史料」四四、総類。なお、以後引用の史料の句読点はすべて筆者による。異体字、合字は現在通行の字体に改めた。また引用史料には平出が多用されるが、繁雑となるため二字空けで表記し直した。

(24) 「日記」(「熊谷家文書」【京都市歴史資料館架蔵写真版】、六〇三一―八七―一四四)、九六―九七。

(25) 「京都府史料」四四、総類。

(26) 小林氏前掲書九十頁。

(27) 佐々木信三郎『西陣史』(思文閣出版、一九八〇年。原版は芸艸堂、一九三二年)、本庄栄治郎『増補改訂西陣研究』(改造社、一九三〇年)など参照。

(28) 「岩倉具視関係文書」(北泉社マイクロフィルム版)R二三。

(29) 大久保利謙『岩倉具視 増補版』(中公新書、一九九〇年)第三章「地下の政治活動」参照。

(30) 『京都市姓氏歴史人物大辞典』参照。

(31) 宮地正人「幕末平田国学と政治情報」(同『幕末維新

期の社会的政治史研究』、岩波書店、一九九九年、所収)参照。

(32) 同右、および小林氏前掲書八九頁など参照。

(33) 「祇園西門石段下布告写・八坂神社祝詞写等」(山田邦和氏所蔵史料〇一四―一〇【花園大学歴史博物館保管】)。

(34) 九月二日を天皇の誕生日とすることが明治元年に定められた。なお、詳細は井上勝生「一八六八年の天皇誕生日の祝祭」(同『幕末維新政治史の研究』、塙書房、一九九四年、所収)を参照。

(35) この魚屋八兵衛の故事については後光明天皇の遺徳を記した「承応遺事」などに所見される。

(36) 前掲「祇園西門石段下布告写・八坂神社祝詞写等」。

(37) なお、そうした点が評価されたのか、この活動の中心人物である熊谷直行や池村邦則は二四日の活動が起るに及んで町人慰撫の役を京都府より命じられた(「京都府史料」四四、総類)。

(38) たとえば京都市明倫尋常小学校校編『明倫誌』(非売品、一九三九年)三三九頁には下京三番組より出された行啓反対の歎願書が掲載されているが、そこでは尊皇の念から早期の還幸を望む旨が主張されている。維新政府による再三の布告により、この時期、尊皇・勤皇の態度を強調することが歎願として非常に有効となる社会状況が既に形成されていたことを忘れてはならないであろう。

(39) 「日記」(「熊谷家文書」六〇三一―九四―九五。なお、この史料は「京都府史料」四四、総類、の中にも確認できるが、そこでは差出が明記されていない)。

- (40) 奥野高廣『皇室御経済史の研究』後編(中央公論社、一九四四年)四三八頁。
- (41) この点に関しては小林丈広氏がより具体的に「輦轂の余沢」による「京都の資望」、京都ブランドともいべきものの存在について指摘している(小林氏前掲書九四―九六頁参照)。
- (42) 北川氏前掲論文参照。
- (43) 飛鳥井氏前掲論文、ならびに北川氏前掲論文参照。
- (44) たとえば『譚海』(『日本庶民生活史料集成』第八卷、三一書房、一九六九年、所収)には、仙洞御所での一年御能の拝見を許されなかった折、町人達の間で次のような落首が読まれたことが記されている。「町人に見せぬ能ならせんとおけ一二番して嶋屋又介(嶋屋又介は町人の能芸者・筆者註)」(六七頁)。生き神視の議論は、町人達のこうした行動についても考慮した上で改めてなされなければならないであろう。
- (45) 「京都府下人民告諭大意」(『日本近代思想大系二 天皇と家族』岩波書店、一九八八年、所収) 参照。
- (46) 佐々木信三郎氏、本庄氏前掲書、および安岡重明「江戸後期・明治前期の西陣機業の動向」(『社会科学』(同志社大学人文科学研究所) 二三、一九七七年) など参照。
- (47) 「御所千度参り」については北川氏前掲論文、藤田覚「御所千度参りと朝廷」(同『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年、所収)、同『幕末の天皇』(講談社選書メチエ、一九九四年)、井ヶ田良治「天明七年の御所千度参り」(『同志社法学』二三八、一九九四年)、などに詳しい。
- (48) 井ヶ田氏前掲論文参照。
- (49) 佐々木潤之介編『日本民衆の歴史』五(三省堂、一九七四年)二五二頁参照。
- (50) 先述の九月二二日祇園西門に張り出された張紙のほか、たとえば宮地正人「廃藩置県のプロセス」(同ほか編『日本近代史における転換期の研究』、山川出版社、一九八五年、所収。後掲『幕末維新期の社会的政治史研究』に再録)にも九月十四日に京都三条、四条両橋に行啓を非難する張札が出されたという指摘がある。
- (51) 「京都中之人民へ令シ至急ニ可申聞事」(『田中家文書』【京都市歴史資料館架蔵写真版】D二一六)。
- (52) 守屋毅『京の町人』(教育社、一九八〇年)第六章「町家の習俗」および北川氏前掲論文参照。
- (53) 「京都府史料」四四、総類。
- (54) 同右。
- (55) そのことを示す例として、たとえば奥野氏前掲書四七九―四八八頁には維新直後の禁裏御用商人・職人が一覽されているが、そこに記載されている人名の中で鴨川以東に居住する者はほとんど見られない。
- (56) 岡部氏前掲書二四七頁参照。
- (57) 小林氏前掲書、前掲『京都の歴史』第七巻および八巻(学芸書林、一九七五年) など参照。

(付記)

本稿は二〇〇一年度慶應義塾大学大学院に提出した修士論文の一部を、二〇〇二年度三田史学会にて報告したものに加筆修正したものである。本稿作成にあたっては京都市歴史資料館の小林丈広氏、花園大学の山田邦和氏に史料の閲覧に際し特に便宜を図っていただいた。また塵海研究会、早稲田大学大学院の安丸良夫ゼミにおいて報告の機会をいただき、貴重なご意見を賜った。記して感謝申し上げます。